

# 第三期特定健康診査等実施計画

---

日本電子健康保険組合

最終更新日：令和 5 年 05 月 22 日

# 特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	特定保健指導の実施率が数%であり、低い。	→ 法で義務付けられたものでもあるので、実施率の向上を目指す。
No.2	人工透析予備軍、生活習慣病予備軍の費用が高い	→ 特定保健指導の実施により、医療費の削減を目指す。
No.3	女性特有の癌に関する医療費が高い	→ 主婦健診・婦人科健診の実施率向上
No.4	後発医薬品の使用状況が低水準である。	→ 利用促進を図る。
No.5	医療費の伸びが高い。	→ 本人の自覚および予防の観点から、要治療前に予防に繋げる方策を検討する。

基本的な考え方（任意）
-

## 特定健診・特定保健指導の事業計画

**1 事業名** 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.2, No.3, No.1

↓

**事業の概要**

対象	対象事業所：一部の事業所、性別：男女、年齢：40～75、対象者分類：基準該当者
方法	対象者抽出、募集、業者による実施
体制	事務局で実施するが、事業主の協力も仰ぐ。

**事業目標**

アウトプット指標として当対象者の10%実施を目標とするが、目標数値を暫時上げていく。

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	対象者の減少数	450人	440人	430人	420人	400人	390人
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実施率	10%	10%	20%	20%	30%	30%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

**実施計画**

H30年度	R1年度	R2年度
対象者中から希望者を募り、予算内で実施	対象者中から希望者を募り、予算内で実施	対象者中から希望者を募り、予算内で実施
R3年度	R4年度	R5年度
対象者中から希望者を募り、予算内で実施	対象者中から希望者を募り、予算内で実施	対象者中から希望者を募り、全員に実施

**2 事業名** 特定健康診査

対応する健康課題番号 No.5

↓

**事業の概要**

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～75、対象者分類：基準該当者
方法	事業主が主体となり管理運営。組合は、必要金額の支払いと、結果データ受取が主体。
体制	事業主、事務局

**事業目標**

海外駐在員以外全員実施が目標。

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	現在のところ実施率以外の数値はない。 (アウトカムは設定されていません)						
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実施率	95%	95%	95%	95%	95%	95%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

**実施計画**

H30年度	R1年度	R2年度
4月～9月実施 地方は別途	4月～9月実施 地方は別途	4月～9月実施 地方は別途
R3年度	R4年度	R5年度
4月～9月実施 地方は別途	4月～9月実施 地方は別途	4月～9月実施 地方は別途

3 事業名 生活習慣病予防健康診断

対応する健康課題番号 No.5



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：基準該当者
方法	事業主が主体となり管理運営。組合は、必要金額の支払いと、結果データ受取が主体。
体制	事業主、事務局

事業目標

海外駐在員以外全員実施が目標。						
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標	現在のところ実施率以外の数値はない。 (アウトカムは設定されていません)					
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実施率	95 %	95 %	95 %	95 %	95 %	95 %

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
4月～9月実施 地方は別途	4月～9月実施 地方は別途	4月～9月実施 地方は別途
R3年度	R4年度	R5年度
4月～9月実施 地方は別途	4月～9月実施 地方は別途	4月～9月実施 地方は別途

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	641 / 939 = 68.3 %	636 / 928 = 68.5 %	640 / 930 = 68.8 %	646 / 930 = 69.5 %	647 / 930 = 69.6 %	837 / 930 = 90.0 %
		被保険者	30 / 66 = 45.5 %	34 / 68 = 50.0 %	35 / 65 = 53.8 %	36 / 65 = 55.4 %	37 / 65 = 56.9 %	58 / 65 = 89.2 %
		被扶養者 ※3	611 / 873 = 70.0 %	602 / 860 = 70.0 %	605 / 860 = 70.3 %	610 / 860 = 70.9 %	610 / 860 = 70.9 %	779 / 860 = 90.6 %
	実績値 ※1	全体	629 / 855 = 73.6 %	651 / 860 = 75.7 %	528 / 862 = 61.3 %	633 / 861 = 73.5 %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	62 / 69 = 89.9 %	59 / 65 = 90.8 %	42 / 53 = 79.2 %	47 / 50 = 94.0 %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	567 / 786 = 72.1 %	592 / 795 = 74.5 %	478 / 809 = 59.1 %	586 / 811 = 72.3 %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	45 / 450 = 10.0 %	44 / 440 = 10.0 %	86 / 430 = 20.0 %	84 / 420 = 20.0 %	123 / 410 = 30.0 %	214 / 390 = 54.9 %
		動機付け支援	18 / 180 = 10.0 %	18 / 175 = 10.3 %	34 / 170 = 20.0 %	33 / 165 = 20.0 %	48 / 160 = 30.0 %	82 / 150 = 54.7 %
		積極的支援	27 / 270 = 10.0 %	26 / 265 = 9.8 %	52 / 260 = 20.0 %	51 / 255 = 20.0 %	75 / 250 = 30.0 %	132 / 240 = 55.0 %
	実績値 ※2	全体	43 / 473 = 9.1 %	51 / 503 = 10.1 %	84 / 494 = 17.0 %	83 / 537 = 15.5 %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	18 / 183 = 9.8 %	18 / 200 = 9.0 %	35 / 165 = 21.2 %	29 / 211 = 13.7 %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	25 / 290 = 8.6 %	33 / 303 = 10.9 %	49 / 329 = 14.9 %	54 / 326 = 16.6 %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の (実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の (実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

## 目標に対する考え方（任意）

前期の成果を上回る成果を出すことを目指す。

## 特定健康診査等の実施方法（任意）

- (1) 実施場所  
特定健診は、被保険者は、生活習慣病予防健診及び節目健診の時に併せて実施する。実施場所は契約を結んだ委託健診機関で行う。被扶養者は、当組合と契約を結んだ委託健診機関で実施する。  
特定保健指導は、近隣の被保険者は、原則として事業所内で委託健診機関等により実施する。遠隔地の者及び被扶養者の特定保健指導については、原則として保健指導を行える機関に委託する。
- (2) 実施項目  
法定の「基本的な健診の項目」を実施する。
- (3) 実施時期  
実施時期は、通年とする。
- (4) 委託の有無  
ア 特定健診  
被保険者については、事業所及び当組合と三者契約を結んだ委託健診機関で実施する。被扶養者は、当組合が契約を結んだ委託健診機関にて実施する。  
イ 特定保健指導  
特定保健指導については、アウトソーシングすることを前提とする。
- (5) 受診方法  
被保険者は、事業所から指定された日時に特定健診を受診し、又、結果が出た後に指定した日時に特定保健指導を受ける。  
被扶養者は、当組合より該当者に案内を発送し、委託健診機関等で受診する。結果が出た後に指定した日時に特定保健指導を受ける。  
受診の窓口負担は当組合指定の委託健診機関で受診の場合は無料とする。その他の健診機関で実施した場合は、別に定めた補助を実施する。
- (6) 周知・案内方法  
周知は、ホームページに掲載して行う。
- (7) 健診データの受領方法  
健診のデータは、契約健診機関から電子データにて随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領する。
- (8) 特定保健指導対象者の選出の方法  
特定保健指導の対象者は、効果の面で期待できる者から順次選出する。

## 個人情報の保護

当組合は、日本電子健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。  
当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。  
当組合のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。  
外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

## 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

## その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

第2期特定健康診査等実施計画の結果を踏まえ、PDCAを意識した活動を実施する。  
必要に応じて当組合の職員を、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。その費用は当組合が補助する。